

「中国ブロック発注者協議会」設置要領

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 10 月 9 日から施行する。
この要領は、平成 23 年 7 月 13 日から施行する。
この要領は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。
この要領は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。
この要領は、平成 25 年 7 月 9 日から施行する。
この要領は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。
この要領は、平成 27 年 9 月 2 日から施行する。
この要領は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。
この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。
この要領は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。
この要領は、令和元年 7 月 23 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 6 月 16 日から施行する。
この要領は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。
この要領は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

第4条関係(委員)

	所 属	部 署	役 職	備 考
副会長 会 長	警察庁	中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
	財務省	中国財務局 管財部	管財部長	
		広島国税局 総務部	総務部次長	
	農林水産省	中国四国農政局 農村振興部	農村振興部長	
	林野庁	近畿中国森林管理局 総務企画部	総務企画部長	
	国土交通省	中国地方整備局	局 長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国運輸局 総務部	総務部長	
		大阪航空局 港湾空港部	空港部長	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部 経理補給部	経理補給部長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	
	防衛省	中国四国防衛局 調達部	調達部長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加	会計課首席技官	オブ
	鳥取県	農林水産部	部長	
		県土整備部	部長	
	島根県	農林水産部	部長	
		土木部	部長	
	岡山県	農林水産部	部長	
		土木部	部長	
	広島県	農林水産局	局長	
		土木建築局	局長	
	山口県	農林水産部	部長	
		土木建築部	部長	
	岡山市	都市整備局	局長	
	広島市	都市整備局	局長	
	鳥取市	総務部	部長	
都市整備部		部長		
松江市	都市整備部	部長		
倉敷市	総務部	部長		
	土木部	部長		

	三原市	財務部	部長	
	山口市	総務部	部長	
		都市整備部	部長	
	西日本高速道路(株)	中国支社 建設・改築事業部	部長	
	本州四国連絡高速道路 (株)	しまなみ尾道管理セン ター	所 長	本四代表
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センタ ー	副所長	
	広島高速道路公社		理 事	
事務局	国土交通省	中国・四国総合事務所	所 長	
		中国地方整備局 総務部	総務部長	
		中国地方整備局 企画部	企画部長	

第7条関係(幹事会)

別紙-2

	所 属	部 署	役 職	備 考	
副幹事長	警察庁	中国四国管区警察局 総務監察・広域調整部	会計課長		
	財務省	中国財務局 管財部	統括国有財産管理官		
		広島国税局 総務部	営繕監理官		
	農林水産省	中国四国農政局 農村振興部	設計課長		
幹事長	林野庁	近畿中国森林管理局 総務企画部	経理課長		
		近畿中国森林管理局 計画保全部	治山課長		
	国土交通省	中国地方整備局 企画部	企画部長 技術調整管理官 技術開発調整官		
		中国地方整備局 総務部	契約管理官		
		中国地方整備局 建政部	建設産業調整官		
		中国地方整備局 港湾空港部	事業計画官		
		中国地方整備局 営繕部	営繕品質管理官		
		中国地方整備局	各県代表事務所長	各県	
		中国運輸局 総務部	会計課長		
		大阪航空局	技術管理官		
		海上保安庁	第六管区海上保安本部 経理補給部	経理課長	
		環境省	中国四国地方環境事務所 自然環境整備課	自然環境整備課長	
	防衛省	中国四国防衛局 調達部	調達計画課長		
	広島高等裁判所	会計課	首席技官	オブ	
	鳥取県	農林水産部 農業振興局 農地・水保全課	参事監兼課長		
県土整備部		技術企画課長			
島根県	農林水産部	農村整備課長			
	土木部	技術管理課長			
岡山県	農林水産部	農林水産部参与			
	土木部	技術管理課長			

	広島県	農林水産局	農林整備管理課長	
		土木建築局 技術企画課	技術管理担当監	
	山口県	農林水産部	農村整備課長	
		土木建築部	技術管理課長	
	岡山市	財政局財務部	工事契約担当課長	
			監理検査課長	
	広島市	都市整備局	技術管理課長	
	鳥取市	総務部	検査契約課長	
		都市整備部	次長	
	松江市	財政部	契約検査課長	
			建設工事監理室長	
	倉敷市	総務部	工事検査課長	
	三原市	財務部	契約課長	
	山口市	総務部	契約監理課長	
		都市整備部	道路建設課長	
			建築課長	
	西日本高速道路(株)	中国支社 建設・改築事業部	技術管理担当課長	
	本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター ＝総務課	マネージャー	
		人形峠環境技術センター ＝施設管理課	課長	
	広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長	
	日本下水道事業団	中国・四国総合事務所 プロジェクトマネジメント室	室長	
事務局	国土交通省	中国地方整備局		